

高山西高等学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

ここに定めるいじめ防止基本方針は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という）第13条を受け、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（1）「いじめ」の定義 ※「児童等」＝「児童または生徒」

法：第2条（抜粋）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるもの」という認識の下、危機感をもって未然防止に努め、早期発見・早期対応並びに重大事態の対処を行う。

（2）具体的ないじめの態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・現金および個人の所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話（スマートフォン）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・スマートフォンで恥ずかしい画像（動画）を撮影され、SNS上で広められる等。

（3）学校姿勢

- ・学校教育全体を通じて、いじめを人権問題としてとらえ、「いじめは人間として絶対に許されない行為」であるという意識を生徒一人一人に徹底する。
- ・いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- ・いじめ問題には、学校が一丸となって組織的に対応し、未然防止はもとより早期発見・早期対応に努める。
- ・解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。
- ・生徒の主体的、積極的ないじめ未然防止活動を推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。
- ・学校は、学校いじめ防止基本方針を年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況は学校評価の評価項目に位置づける。

2 いじめの未然防止のための取り組み（予防に向けて）

法：第22条（抜粋）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

（１）いじめ防止等の対策のための組織

〔組織の名称〕

『高山西いじめ防止対策委員会（常設）』→『高山西 学校いじめ対策組織（発生時）』

〔組織の構成員〕

- ・ 学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、各学年主任
- ・ 第三者：弁護士、臨床心理士、スクールカウンセラー、保護者代表などの参画を必要に応じて導入。

〔組織の目的と運営に関して〕

- ・ いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行う。
- ・ 年２回（４月と３月）「高山西いじめ防止対策委員会」を開催し、学校のいじめ防止に対する取組について見直しを図り、必要に応じて第三者からの意見を取り入れる。
- ・ 重大事態が発生した時は、「特別調査組織」を立ち上げ、対応に当たる。

（２）学校及び各分掌での「いじめ防止」に向けた取組

【学校全体・・・担任・副担任・学年主任・部顧問等】

- ・ 教育活動全体を通じて、全ての生徒に正しい人権意識を醸成する。
- ・ 生徒の豊かな情操や道徳心を育てる活動を推進する（地域貢献やボランティア等）。
- ・ お互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・ 必要に応じてクラス担任や部活動顧問は担当する生徒との日誌（本校では自主記録という）の交換を行い生徒理解の充実と「いじめの早期発見」に役立たせる。また、日誌に心配される内容があった場合は、基本的には週１回開催される学年会でその対策案を協議し、管理職に相談した上で対応に移す。その為にも、情報の「報告・連絡・相談」体制を整え、管理職を中心としたシステムを構築する。
- ・ いじめ対応に関わる教職員の資質能力の向上を図る職員研修等を４月、９月、１月に開催する。
- ・ 不登校の生徒などが出てきた場合、欠席日数が２０日と３０日に達した段階で、その原因と改善に向けての対策会議（ケース会議）を随時開催する。
- ・ １年生については、学校生活に慣れはじめる５月頃に二者面談を行い、生徒の現状を把握する。
- ・ 全校生徒対象の三者面談を７月、１２月、３月に行い、生徒の現状を把握する。

【生徒指導部】

- ・学校生活の規律を正し、生徒が主体的に授業や行事に参加できるよう支援する。
- ・「いじめ実態調査」(迷惑調査)を7月と12月に実施し、生徒の状況を把握する(Google Formを活用する)。また、その結果によっては必要な対策を協議し対応する(学校いじめ対策組織が主導)。
- ・週1回の生徒指導部会を開き、学年会とも情報を共有して「いじめや不登校の未然防止」に努める。
- ・教育相談体制を整え、全教員がいじめ相談に対応できるよう職員研修を実施する。
- ・心理検査や性格検査等を有効に活用し全職員が生徒の心の状態を掌握できるようにする。
- ・情報モラルに関する指導を定期的に実施する。
- ・外部機関(警察、子ども相談センター、各市役所の子育て支援課等)との連携を図る。
- ・MSリーダーズ等の社会貢献活動への参加を通して、社会の一員としての自覚を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む。

【教務部】

- ・授業規律を整えるとともに、教科指導においては分かりやすい授業を目指す。
- ・生徒の授業における進捗を評価する上で「観点別評価」を効果的に実施し、個々の生徒の努力を最大限認め、評価できるようなシステムおよび雰囲気構築する。

【進路指導部】

- ・1年次より進路について考える機会を設けることで、高校3年間における生徒の目的意識を醸成する。
- ・インターンシップや社会体験学習により、社会におけるルール及び規律を習得させる。

【特別活動部】

- ・いじめは人間関係のもつれがきっかけとなり深刻化していくと考えられるため、各担任や部活動顧問は、毎日の生徒との日誌(自主記録)の交換を通じて、早期に人間関係のもつれを発見し、適切な対応を取る(「学校全体」の項目にも記載)。
- ・HR活動の工夫により、生徒間のコミュニケーション力を育成する。
- ・集団活動を通して道徳心や倫理観を育成する。
- ・生徒会活動を通して「いじめの未然防止」の重要性を周知する。
- ・学校行事を通じて全校及び学年・クラス内の協力・協調を促し、居場所や絆づくりを推進する。
- ・部活動内における良好な人間関係を築かせ、お互いが高めあえる組織を目指す。

【渉外部】

- ・保護者会等でのいじめ撲滅に向けた活動を推進する。
- ・いじめ問題について地域、家庭が連携した対策を推進する。

(3) 年間計画

月	行 事	取 組 内 容
4	始業式・入学式 <u>第1回高山西いじめ防止対策委員会</u> <u>第1回 校内いじめ防止職員研修</u>	・ <u>入学式(始業式) … 「いじめ防止基本方針」の説明</u> ・いじめ防止の年間の取組みについて検討 ・学校の方針と具体的対応の確認(職員研修) ・ <u>いじめの重大事態の定義と対応方針の確認(職員研修)</u>
5	教育相談(1年生二者面談)	・生徒の生活状況や問題意識等の確認
6		

7	<u>第1回 校内迷惑調査（全校）</u> 三者面談	・迷惑調査（全校）→Google Formを利用する ・家庭生活の状況確認
8		
9	<u>第2回 校内いじめ防止職員研修</u>	・夏季休業明けの生徒情報交換会・教育相談中心
10		
11		
12	<u>第2回 校内迷惑調査（全校）</u> 三者面談	・迷惑調査（全校）→Google Formを利用する ・家庭生活の状況確認
1	<u>第3回 校内いじめ防止職員研修</u>	・冬季休業明けの生徒情報交換会 ・ <u>重大事態発生時の適切な対処の在り方について</u>
2		・いじめ防止の年間の取組みの検証と課題
3	<u>第2回高山西いじめ防止対策委員会</u>	・今年度の反省と来年度に向けての方針 ・ <u>学校設置者（理事長）の参加を仰ぐ→連携確認</u>

3 いじめ問題発生時の対処（発覚時の対応に関して）

（1）いじめ問題発生時 →発見時の初期対応に関して

法：第23条（抜粋） ※「児童等」＝「児童または生徒」

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

〔組織対応〕

- ・「高山西 学校いじめ対策組織」による対応

〔対応順序〕

- ・ 学校の教職員がいじめに係わる情報を得た場合、速やかに、「高山西 学校いじめ対策組織」に報告し、組織的な対応につなげなければならない。
- ・ 被害者、加害者の事実関係の把握（複数の教員が関係生徒から個別に聞き取る）
- ・ いじめとして対処すべき事案か否かの判断（人権侵害に当たるかどうか）
- ・ 判断材料が不足しているときはさらに調査
- ・ 被害生徒のケア（必要に応じて専門家によるケアを要請する）
- ・ 加害生徒への指導（成育歴や家庭環境等の背景を十分に考慮する）
- ・ 保護者への説明（事実確認、支援・指導方針、具体的な支援・指導方策）
- ・ 私学振興・青少年課及び県教委への連絡と経過説明（学校長が責任を持って報告する）
- ・ 経過の見守り（当該生徒に関わる複数の教職員による継続的な支援・指導）
- ・ 報告書の作成（経過、背景、対応、結果等）

※問題の解消とは、単に謝罪や責任を形式的に問うことで達成されるものでないことを理解し、生徒の人格の成長に主眼をおき、問題の再発を防ぐ教育活動を行うことが問題の解消となる。

（２）「重大事態」と判断された時の対応

法：第２８条（抜粋） ※「児童等」＝「児童または生徒」

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２ 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３ 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

〔①対応順序〕

- ・ 私学振興・青少年課及び県教委（地域担当生徒指導主事を含む）へ報告し、事実関係を明確にするための詳しい調査を実施する。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

〔②学校主体による調査組織の編成〕

- ・「高山西 いじめ対策組織」に、さらに必要な第三者を加えることができる。→ **特別調査組織**

※メンバーは重大事態に直接の人間関係又は特別の利害関係を有しないものとし、公平性、中立性の保持に努める。（メンバー選定に関しては設置者が主体となって行うものとする）

（第三者による調査組織メンバーの例）：弁護士・校医・スクールカウンセラー・学校評議員（1名）

〔③学校主体による調査における注意事項〕

- ・私学振興・青少年課及び県教委（地域担当生徒指導主事を含む）と連携を取り指示を仰ぐ。
- ・生徒のプライバシー及び関係者の個人情報に対する配慮は必要であるが、個人情報保護を盾に説明を怠ることがないようにする。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査し、可能な限り網羅的に明確にする。
- ・学校にとって不都合なことがあったとしても、事実に真摯な姿勢で臨み、事態の解決に取り組む。
- ・生徒への聞き取り調査やアンケート調査を実施する場合は、その対象となる生徒や保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。
- ・調査結果は私学振興・青少年課に報告する（私学振興・青少年課から知事に報告する）。
- ・調査結果より明らかになった重大事態の事実関係等について、学校は私学振興・青少年課による指導及び支援を受けて、いじめを受けた生徒及びその保護者に対して、明らかになった事実関係等の情報を提供する。

〔追記①：（加害・被害生徒および保護者に対する）調査実施前の事前説明に関して〕

- ・同重大事態が法に基づき調査を行う必要があることを理解してもらう。（調査の根拠）
- ・学校設置者（学校法人：飛弾学園）が重大事態と認知した時期、および関係機関（私学振興課・岐阜県教育委員会・岐阜県知事）に対して発生報告を行った経緯を説明し、理解を得る。
- ・同調査が民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
- ・重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を対象生徒・保護者に対して説明する。その際、事前に説明を行った段階で対象生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。
- ・調査対象となる生徒だけでなく、関係する生徒に対しても事前の説明が必要であり、その場合は（対象生徒と）分けて説明会を実施するように配慮する。

〔追記②：重大事態調査の実施方法（調査の進め方に関して）〕

- ・重大事態調査の実施に当たっては、最初に調査の進め方やその実施に必要な体制整備と調査期間の見通しについて検討し、調査組織を構成する調査委員の間で共通理解を図る。
- ・同調査の目的、趣旨、調査すべき事案の特定、調査事項の確認、調査方法やスケジュール調整、調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）の構築を速やかに行うものとする。
- ・調査対象となる事案について十分な調査が尽くされていない場合などには、地方公共団体の長等は、調査の結果について再調査を行うことができるとされており、この点を予め対象児童生徒・保護者に確認することが重要である。

[追記③：重大事態調査における留意事項]

- ・不登校重大事態の場合について、調査中に対象生徒が学校に復帰するなど状況が改善した場合には、学校復帰後の状況や対象生徒・保護者の確認の上で、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。
- ・重大事態調査の途中で対象生徒・保護者から調査をやめてほしいとの要望があった場合も、その時点までの事実関係を整理し、再発防止策の検討を行うなど調査方法を工夫しながら調査を進めることが考えられる。
- ・自殺の場合、他の児童生徒に対して自殺であることを伝える必要が一定程度生じる。この際、学校内で教職員の伝え方が異なると、不要な憶測を生む原因となるため学校内で統一する。

[追記④：聴き取り調査における留意事項]

- ・聴き取りの体制については、複数人で聴き取ることが必要であるが、大人数で構成すると、生徒等に威圧感を与えるため避ける必要がある。
- ・聴き取り場所や聴き取りの時間帯についても生徒やその保護者に配慮して設定することが必要となる。
- ・生徒への聴き取りの際には、当該事案に深く関わっていないスクールカウンセラーが同席したり、その生徒と関係性の深い教職員が待機したりして、アフターフォローに入るなどの配慮も重要である。
- ・聴き取り調査を行う際、全体として1時間以内で終わるようにし、長時間にわたる場合には途中で打ち切り複数回に分けて行う。
- ・聴き取り調査において対象生徒が話したがらないこともあるが、無理に聴き取りを行うことにこだわらないこと。その場合は、対象生徒の保護者と連携して、学校の記録や教職員等の聴取を通じた情報収集にするなど、柔軟な対応をとる必要がある。
- ・学校の教職員等への聴き取りを行う場合には、学校の設置者や学校関係者が同席することは避ける必要があり、精神的にショックを受けているなど配慮を要する者に対しては、聴き取り方法を工夫することも必要になる。
- ・聴き取り調査の方法としては、自由に自らの言葉で話をしてもらうことが重要であり、聴き取りを行う者の主観で解釈したり評価したりしない。

[追記⑤：事実関係の確認および整理に関して]

- ・いじめがあったか否かを認定する際のいじめの定義は法第2条第1項の規定に基づいて行うこととし、事実関係の確認・整理に当たっては、いじめと考えられる行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員はどのように対応したか、日頃の学校によるいじめ防止等の対策にどのような課題があったかなどについて可能な限り網羅的に明らかにする。
- ・調査に当たっては事実関係がはっきりしない、いじめ行為を特定できない場合等も想定される。調査結果をまとめるに当たり、そのような場合には調査の過程や調査によって明らかになった範囲での事実関係等を記し、それ以上のことは本調査では分からなかったことを明記することも考えられる。
- ・事実関係の把握と把握された事実関係を基にした評価分析は別の事柄であり、評価分析とは別に調査を通じて把握した事実関係を可能な限り報告書に記載することは、学校・教職員の対応の検証や再発防止策の実施等の観点からも重要である。

- ・重大事態調査の目的は、対象児童生徒の尊厳を保持するため、再発防止策を講ずることであり、対象児童生徒の重大な被害等といじめとの関係性について、直接的な因果関係等の説明が難しい場合であっても、いじめが重大な被害等に何らかの影響を及ぼしたことの認定を丁寧に行うことが重要である。

〔追記⑥：対象児童生徒・保護者に対する調査結果の説明に関して〕

- ・法第28条第2項は「学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」と規定しており、対象児童生徒・保護者に対して調査に係る情報提供及び調査結果の説明を適切に行うことが、設置者又は学校に求められている。
- ・調査結果の説明方法は、基本的には、調査報告書本体又はその概要版資料を提示又は提供し、口頭で説明する方法が考えられ、これらの資料に基づいて、調査を通じて確認された事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）、学校及び学校の設置者の対応の検証、当該事案への対処及び再発防止策について説明する。
- ・ただし、調査報告書に記載されたいじめを行った児童生徒等のプライバシーや人権への配慮は必要であり、その際いじめを行った児童生徒・保護者等から同意を得られた範囲で説明することが考えられるが、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

〔追記⑦：いじめを行った児童生徒・保護者への説明に関して〕

- ・学校の設置者及び学校は、対象児童生徒・保護者に説明した方針に沿って、いじめを行った児童生徒・保護者に対しても調査報告書の内容について説明を行う。
- ・対象児童生徒・保護者から自身に関する記載部分について事前に要望があれば、その意向を踏まえて、該当箇所は伏せるなどの処理を行った上で、調査報告書の提示又は提供、説明を行うことが必要である。

〔追記⑧：地方公共団体の長等への調査結果の報告に関して〕

- ・法に基づいて地方公共団体の長等へ調査結果を説明する。この説明は原則として学校設置者が行う。
- ・対象児童生徒、保護者から所見書が提出されている場合には併せてその内容を説明する。
- ・各学校の設置者は、文部科学省に対して重大事態報告書の提供を行う。

4 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される

場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「高山西 学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 情報等の取扱い

(1) 個人調査データについて

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、被害者やその保護者に経緯や内容等を知らせるための報告書の作成が必要となったり、訴訟等に発展した場合には情報の提示を求められたりすることもあることを想定して、生徒の個人調査データは、生徒の在籍期間内は必ず保管する。また、重大事態の調査組織においても、データが裏付け資料として大変重要であることから、必ず保管するものとする。特に生徒の自殺等が発生した場合は、心理検査、いじめ調査、迷惑調査等は大変重要な資料となる。

※心理検査等、いじめ調査（記名あり）、迷惑調査（記名あり）、進路調査等

(2) 心理検査等の有効活用について

心理検査については、生徒の性格や生活実態などを事前評価（アセスメント）するうえで有効な資料となり得るため、その扱いや活用方法について職員研修等を実施し生徒指導に積極的に利用する。

(3) 書類の保管期間など

- ・アンケートの保存期間は生徒の在籍期間とする。
- ・アンケートを取りまとめた資料（高山西 いじめ防止対策組織の資料）の保存期間は、「高山西 いじめ防止対策組織」の委員会を実施した後 5 年間とする。

策定日 平成 31 年 4 月 1 日

改定日 令和 07 年 4 月 1 日